

「緊急小口資金・総合支援資金の改善を」 新潟県生連が5回目の県社協交渉

10月20日、新潟県生連は緊急小口資金（特例）等貸付けの改善を求める5回目の新潟県社協との交渉を行い、事務局次長、生活支援課長が対応。井浦正副会長などが参加し、遠藤県議らが同席しました。



緊急小口資金（特例）貸付等の申請は、ろうきんと郵便局を介したものが9月に終了し、市区町村社会福祉協議会（以下社協）

のみに一本化されました。以降、新潟市の中央区社協などでは申請が予約制となり、予約日が4日先や一週間先といった状況が起き、「緊急貸付」ができていない状態です。「郵送による申請はおこなっていない」との誤った教示を行い、償還免除の記載のない広報チラシを発行している区社協も見受けられます。

県社協「ホームページから申請書を印刷できるようにした」

県社協は、「県社協HPから申込書を印刷できるようにした。郵送先は各市区町村社協が受付先である。他県社協と情報共有はしているが、なぜ新潟県の申請件数が他県より少ないのかわからない」と答えました。（緊急小口資金申請件数は9月5日時点で全国で7番目に少ない）

市区町村社協の対応については、「申請は市区町村社協への郵送でいい」「窓口申請は予約制ではない」「初回の貸付申請時に自立支援の事前相談を強制するものではない」「国の事務連絡を徹底するよう市区町村社協に説明する」と述べました。

申請者に易しくないHP上の申請書が実態

県社協HPからPC・スマホで緊急小口資金の申請書を印刷するには、「緊急小口資金事前説明事項」に目を通し、10か所以上にチェックを入れる必要がありました。近隣の県社協HPで申請書を載せているところは、チェック項目は求められず、すぐに申請書を見ることができました。また重要事項説明書に「◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。」と記載されているのは新潟県社協だけでした。